平成２１年（フ）第６４０号
和歌山県紀の川市荒見604番地89
破産者　喫茶ハーマイオニーこと　三ヶ崎清子
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３７８号
愛媛県松山市梅田町６番８号
破産者　近藤さと子
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２５号
福島市蓬莱町３丁目10番26号
破産者　今野　正夫
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３４５号
福島市早稲町８番35号
破産者　小澤　幸子
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第８７号
福島県白河市会津町34番地
破産者　古川　昭勝
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字西中居22番地３
破産者　坪井　裕治
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１７４３号
横浜市金沢区並木１丁目２番１―707号
破産者　渡邉冨士夫
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７４４号
横浜市金沢区並木１丁目２番１―707号
破産者　渡邉　節子
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３２号
富山市片掛1973番地
破産者　水戸　康博
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９号
長野県茅野市北山8272番地
破産者　湯田坂政一
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第７６号
長野県岡谷市東銀座１丁目10番32号
破産者　伊藤　　良
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１２１号
さいたま市緑区大字中尾1278番地１、前住所長野県諏訪市沖田町１丁目46番地　両角ハイツ５号
破産者　長谷部政博
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１２２号
さいたま市緑区大字中尾1278番地１、前住所長野県諏訪市沖田町１丁目46番地　両角ハイツ５号
破産者　長谷部由美
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第３７号
岐阜県高山市三福寺町16番地１
破産者　洞　　朝子
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第５７１号
静岡県袋井市国本1978番地の１　サンフローラ袋井Ｂ102号室
破産者　竹原　幸子
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
愛知県刈谷市野田町向ィ山31番地７
破産者　横原　　豊
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７２９号
愛知県豊田市上郷町５丁目15番地８
破産者　カトーテクニカルこと　加藤　真司
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第２０９号
滋賀県東近江市山上町4815番地１、申立時の住所滋賀県東近江市東沖野４丁目14番４号
破産者　田井中光則
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第２５９号
滋賀県近江八幡市末広町200―99、開始決定時の住所滋賀県東近江市蒲生堂町342番地46
破産者　勝野組こと　勝野　仁志
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第８９０号
広島県東広島市西条町田口1246番地１　201号、申立時の住所広島市安佐北区亀山南４丁目19番６―204号
破産者　奥村多見人
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部